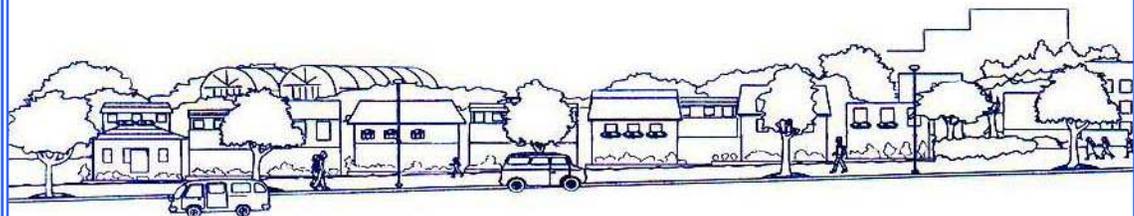


北小岩一丁目東部地区



142



2015/4/28

江戸川区土木部

区画整理課

連絡先：沿川整備係

5243 7160

第23回まちづくり懇談会を開催しました

日頃より区政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

平成27年4月14日(火)に小岩アーバンプラザで、第23回まちづくり懇談会を開催しました。

お忙しい中お越しいただき、ありがとうございました。

今号のまちづくりニュースは、懇談会でご説明した内容の一部や、地区内の状況について掲載します。



今までの江戸川沿いの風情あるまちなみを守ります

～『将来のまちづくりのルール』について～

将来のまちづくりのルール(地区計画)について、区の計画案を下記のとおり、ご説明しました。この計画案は、今までの江戸川沿いの風情あるまちなみを守るために、最低限必要なルールとしてご提案させていただきました。

地区計画のまとめ

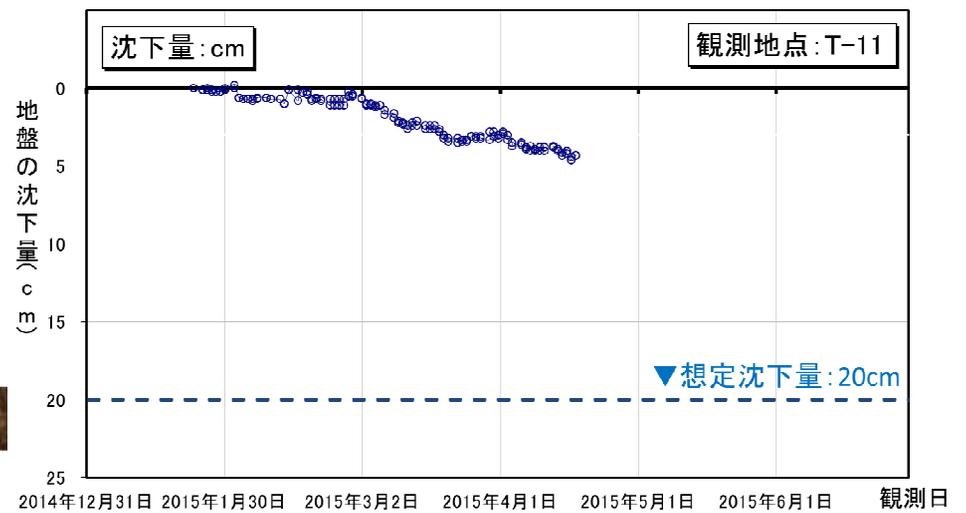
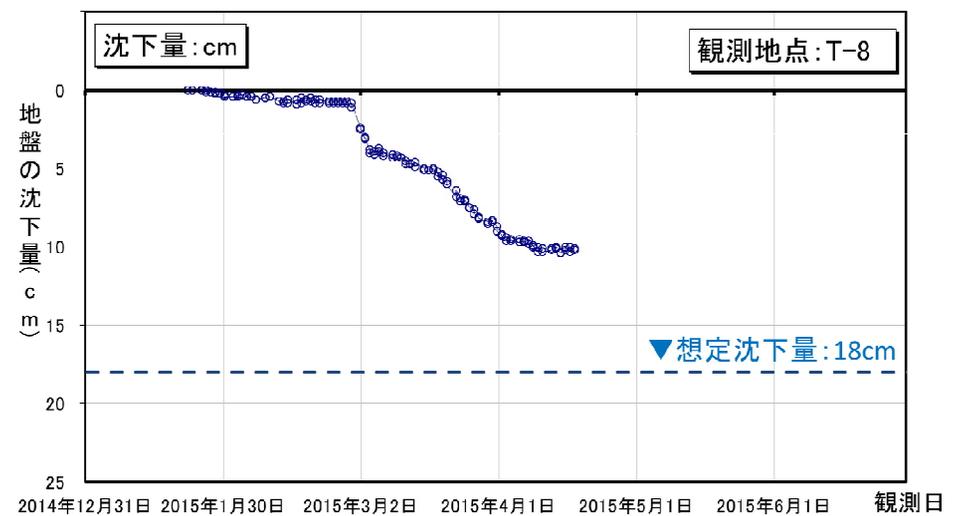
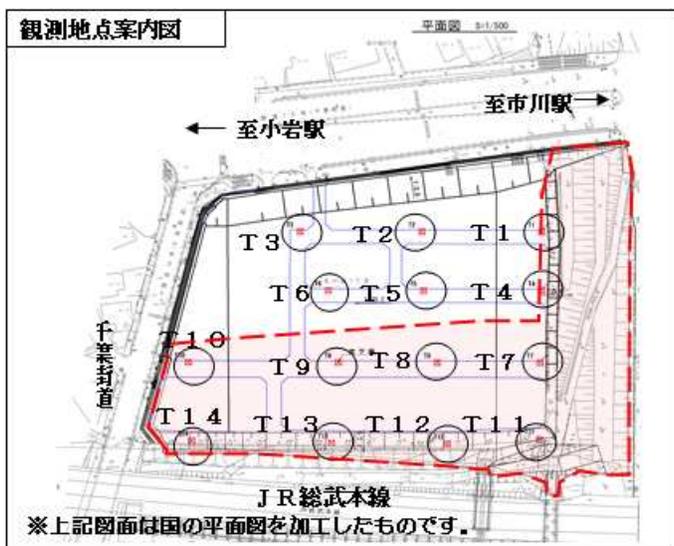
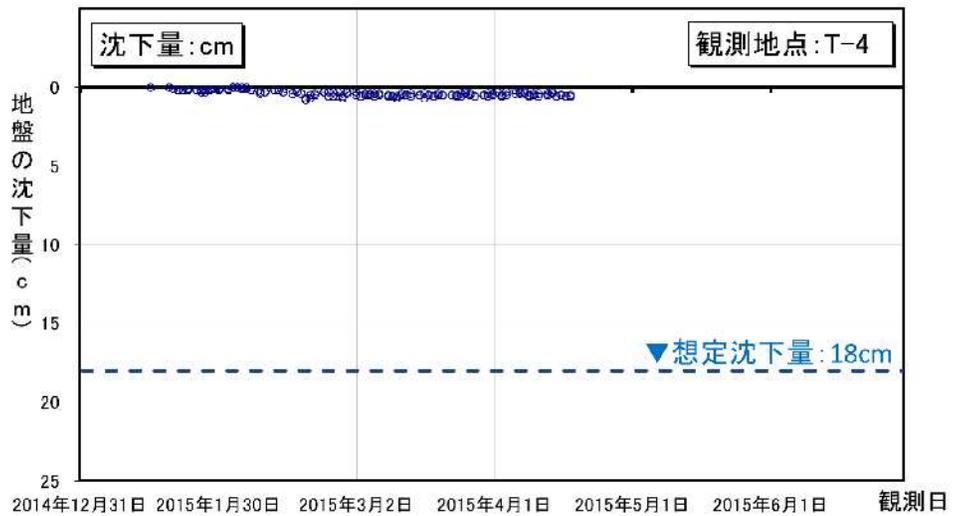
項目	目的・概要
①建物の用途	良好な住環境の保全 大型店舗・大型倉庫、大規模遊戯施設は不可(住居) 麻雀屋、ぱちんこ屋等の施設は不可(国道沿い)
②建物の高さ	周辺的环境と調和したまちなみ 戸建て住宅中心となるように高さを指定(住居) 周辺の住環境を考慮して高さを指定(国道沿い)
③建物の色彩	優れた景観形成 建物の外壁・屋根等に対し、原色等は不可
④道路側の建物壁面の位置	圧迫感の抑制やゆとりのあるまちなみ 道路から50cmの空間における建築は不可
⑤道路沿いの塀や柵	圧迫感を減らし、緑豊かで潤いのあるまちなみ 高いブロック塀を抑制し、生垣や緑化フェンスを推奨

沈下観測結果について

平成27年4月18日現在、地区内で約5.9mの盛土を行っており、最大で約10cmの沈下を確認しています。
(下記案内図のT1～T14が観測地点です。)

今号ではT-4, T-8, T-11の沈下観測グラフを掲載します。

詳細については、138まちづくりニュースでお伝えした、インフォメーションコーナーに掲示してあります。



個別説明を行っています

第23回まちづくり懇談会でご説明しました「将来のまちづくりルール」について、権利者の方々にご理解を深めていただくため、職員が、皆様と個別にお会いしてわかりやすく、ルールの説明をさせていただきます。
(区職員からご連絡させていただき、お会いする日時を調整をしています。)
説明内容等についてご不明な点がございましたら、何なりと担当職員にお聞き下さい。



<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

くかくせいりかえんせんせいびかり
区画整理課沿川整備係

篠崎地区まちづくり事務所(北小岩一丁目東部地区担当) 5243-7160

電話での問い合わせは平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kankyo/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

